

## 指名停止業者一覧表

有資格業者名	措置期間	適用条項	摘 要
千葉県山武郡九十九里町片貝38 23番地 株式会社小松土建 代表取締役 小松 隆弘	令和5年3月17日から 令和5年4月16日まで (1か月)	第2条第1項別表第1第5号 (安全管理措置の不適切により生 じた公衆損害事故)	当該業者は、元請として受注した「東金市上谷740 番地先配水管改良工事<縦2号幹線第2工区>」におい て、令和5年2月6日から令和5年2月16日までの 間、掘削時に埋設物を破損させるなどの事故を複数回発 生させた。 このことについて、指名停止措置要領第2第1項別表 第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損 害事故)に基づき1か月の指名停止とする。
千葉県東金市台方1584番地1 株式会社ナガミネ 代表取締役 長嶺 裕子	令和5年3月17日から 令和5年4月16日まで (1か月)	第2条第1項別表第1第5号 (安全管理措置の不適切により生 じた公衆損害事故) 第3条(下請負人及び共同企業 体に関する指名停止)第1項	当該業者は、株式会社小松土建の下請負人として契約 した「東金市上谷740番地先配水管改良工事<縦2号 幹線第2工区>」において、令和5年2月6日から令和 5年2月16日までの間、掘削時に埋設物を破損させる などの事故を複数回発生させた。 このことについて、指名停止措置要領第2第1項別表 第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損 害事故)及び同要領第3条(下請負人及び共同企業体 に関する指名停止)第1項に基づき1か月の指名停止とす る。